

いわて女性活躍企業等認定制度要綱

(目的)

第1 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を知事が認定し、その取組を広く公表することにより、企業等・団体における女性活躍の一層の促進を図る。

(定義)

第2 この要綱において、企業等とは、岩手県に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体をいう（国及び地方公共団体を除く。）。

(申請)

第3 認定を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、「いわて女性活躍企業等認定申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付し、知事に申請するものとする。

(認定区分)

第4 認定の区分は、「いわて女性活躍認定企業等（ステップ1）」、「いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）」とし、認定基準は第5のとおりとする。

(認定基準)

第5 知事は、申請者のうち、次に掲げる認定区分ごとの要件をすべて満たす企業等を認定するものとする。

(1) いわて女性活躍認定企業等（ステップ1）

ア 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。

イ 次の項目のいずれかに取り組んでいること。

（ア） 県が主催する女性活躍関連セミナーに参加している。

（イ） 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む。）

(2) いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）

ア 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。

イ 次の項目のいずれかに取り組んでいること（更新の場合、（ア）、（イ）は前回の申請時の状況を維持でも可）。

（ア） 今までに女性が少なかった職務への女性の配置を増員している。

（イ） 女性管理職の人数を増員している。

（ウ） 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む。）

ウ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、本社所在地を管轄する労働局に届出している。

(審査)

第6 知事は、申請書の内容等が第5の認定基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を認定するものとする。

また、申請者にその旨を通知して「いわて女性活躍認定企業等」認定書（様式第2号）（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年間とし、引き続き認定を受けようとする企業等については、改めて知事に申請するものとする。

3 認定を受けた企業等（以下「認定企業等」という。）は、別に定めるマークを名刺や印刷物などに刷り込んで使用することができるものとする。

(取組状況の調査)

第7 知事は、必要に応じて、認定企業等における取組状況を調査することができるものとする。

(広報)

第8 知事は、認定企業等の名称及び取組内容などの認定の概要について、ホームページ等により広く県民に周知を図るものとする。

(変更の届出)

第9 認定企業等は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「いわて女性活躍企業等認定変更届出書」（様式第3号）に認定書を添付の上、知事に届けなければならない。

(認定の辞退)

第10 認定企業等は、認定基準を満たさなくなったとき、又は認定継続の意思を失ったときは、速やかに「いわて女性活躍企業等認定辞退届出書」（様式第4号）に認定書を添付の上、知事に届けなければならない。

(認定の取消し)

第11 知事は、認定企業等が基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認定企業等として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付して認定企業等にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、認定企業等は速やかに認定書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第12 この要綱に関する事務は、岩手県環境生活部若者女性協働推進室において所掌する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。